

## 西脇市太陽光発電設備の設置手続に関する条例(案)に対していただいたご意見の概要と西脇市の考え方

1 募集期間:令和2年10月1日～10月31日

2 提出件数:6件(2人)

3 主な意見とその対応

(1) 意見を反映したもの(0件)

(2) 既に盛り込み済みのもの(2件)

条	意見等の概要	件数	意見等への考え方
4条	反射光、電磁波による害を近隣住民に決して与えないようにする。守れない場合は、撤去を命ずる。	1	条例に基づき適切に対応します。
4条	太陽光パネルに含まれる有害物質により地下水を汚染させない。	1	

(3) 反映困難なもの(4件)

条	意見等の概要	件数	意見等への考え方
	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域等に既に設置済みのものは撤去する。	1	既に設置されている施設については本条例の対象としておりません。
	太陽光発電設備の設置により生じた災害・事故の補償内容を条例に盛り込んでほしい。	1	損害賠償保険などの任意保険は、設置者が加入するものであり、条例で具体的な補償内容を規定することは、適切でないと考えます。
	ペースメーカーを使用している住民の居住地付近には、太陽光発電設備の設置を禁止する。	1	太陽光発電設備から発生する電磁波については、家電製品と大差なく国が定める基準以下です。

	<p>生物多様性基本法に基づいた環境アセスメント実施、公表及び一定以上の影響が認められた場合の実施不可、特に森林伐採、湖沼埋め立てを伴う開発の禁止若しくは強い制限を明記する条文の追加を希望する。</p>	1	<p>太陽光発電事業は、国の再生可能エネルギー施策として推進されており、設置者等が関係法令等に基づいて施工されることに関して規制はできません。また、本条例の対象面積は、国及び県が定める環境アセスメント実施面積以下であり、市として必要はないと考えています。</p>
--	---	---	---

(4) 今後の参考とするもの(1件)

条	意見等の概要	件数	意見への考え方
	<p>土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域等への設置を禁止する。</p>	1	<p>条例施行規則において、太陽光発電設備の設置に適さない区域として、土砂災害特別警戒区域を指定する予定です。</p>

(5) その他(0件)